

# ちょっと不安な契約ってないのかな？

年 組 番 名前

(1) 次の説明文について、①～③の( )の中にあてはまる言葉を書きましょう。

売買契約などの契約は、いったん成立したら、お互いに契約で約束したことを守る義務が発生して、勝手に契約を( ① **なかったことにする** )ことはできなくなります。だから、契約をするときは、約束を守れるかどうか( ② **よく考えてから** )契約をすることが大切です。しかし、様々な契約の中には、いったん成立したのだから何が何でも約束を守れということでは、かえって公正さを欠くというものもあります。このような契約をしてしまったと気づいたら、( ③ **相談** )することが大切です。

(2) 動画を思い出しながら、次の【A】と【B】の質問の答えを考えてみましょう。

【A】未成年者の契約について、わかったことを書いてみましょう。

① 未成年者のあなたが成年になる日はいつですか。下の \_\_\_\_\_ に記入しましょう。

「私は、18歳の誕生日 = \_\_\_\_\_ 年 月 日 に成年になります。」

(ヒント:あなたが18歳になる誕生日はいつですか? \_\_\_\_\_ の部分に書いてみましょう。)

② 未成年者が契約をするとき、どんな不安なことがあるか説明してみましょう。

ユイ

生まれて初めて一人でお使いに行ったときはドキドキしたけれども、今は、そんなに不安になることはないかな。

でも、値段の高い物を買うときやお店の人の説明が難しいときは、誰かに相談したいと思うよね。

ショウタ



(あなたの考え) 例: おとなの人にだまされないか心配。値段の高い物を買うときは

選択が間違っていないか心配。トラブルが起こって誰かにしかられないか心配。

(アドバイス) 友だちは、どんなことが不安だと思っているかな。小学生はどうだろうか。

③ 未成年者の契約について、民法はどのような定めをしていますか。①②の( )の中にあてはまる言葉を書きましょう。

未成年者が売買契約などの契約をするには、法定代理人の( ① **同意** )を得なければなりません。法定代理人の( ① **同意** )がない契約は、( ② **取り消す** )ことができます。一方、法定代理人が使い方を決めて渡してくれたお金や、こづかいのように自由に使うことを認めてくれたお金を使うときは、法定代理人の( ① **同意** )がなくても一人で契約をすることができます。

未成年者の ほうていだいりにん 法定代理人 と定められているのは、**親権者**(父母/養父母)、**後見人**などです。



【B】消費者と事業者の契約について、わかったことを書いてみましょう。

① 消費者が契約をするとき、どんなことが不利になるか説明してみましょう。

サクラ



商品の情報は、会社の方がよくわかっているよね。

値段を安くしてもらえませんかって、言いにくいよね。

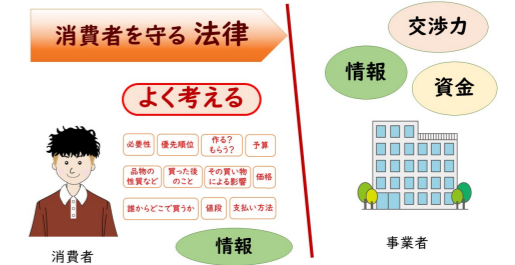
ダイキ



(あなたの考え) 例: 広告や商品のラベルに書いていないことを調べるのが難しい。

(アドバイス) 他にも気づいたことはないかな。いろいろ考えて書いてみよう。

② 消費者を直接助けたり、事業者の販売方法を規制したりして消費者を守る様々な法律があります。次の a~e の法律とその説明ア~オの関係のあるものを一でつなぎましょう。



- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| a 消費者基本法              | ア 訪問販売、通信販売などのルール      |
| b 消費者契約法              | イ 製品の欠陥による損害についてのルール   |
| c 特定商取引に関する法律(特定商取引法) | ウ 消費者の権利など消費者政策の基本を規定  |
| d 製造物責任法(PL法)         | エ 飲食による健康被害の発生を防止する法律  |
| e 食品衛生法               | オ 消費者に一方向的に不利な契約を防ぐルール |

(3) もしもあなたが、悪質な業者に無理やり迫られたり、だまされたり、対等に考えられずに契約してしまったと気づいたら、どうしたらいいでしょうか。気づいたことを書いてみましょう。

(あなたの考え) 例: 先生やおとなの人に質問して教えてもらう。法律があるか調べる。

消費生活センターに相談する。(アドバイス) 他にもいろいろ考えて書いてみよう。

ヒント:一人で考えずに……?

## 【司法書士からのアドバイス】

社会科でも学習しますが、売買契約などの契約を結ぶことは、私たちひとりひとりの自由、つまり、誰にも強制されずに、自分の考えで契約して構わないとされています。このことを、「**契約自由の原則**」といいます。でも、自由に任せきりでは、消費者、特に未成年者にとって危険な契約も少なくありません。そういう危険な契約から消費者や未成年者を守る様々な「法律」があることにも、注目してみてください。

消費者や未成年者を守る法律の多くは、消費者の意見や行動が反映されて作られてきました。例えば、「こんな危険がありました。」と相談する消費者が増えて、たくさん相談事例が集まると、同様の被害を防ぐ法律ができることがあります。被害にあった消費者が専門家に相談して裁判をしたことがきっかけで、法律が作られることもあります。一人の消費者が「相談する」という小さな行動には、そういうすごい力もあるんですよ。だから、みなさんも、どんどん相談してくださいね。

